

平成28年度

町の予算書

H28.3.17 Ver1.00



おお なん ちょう
邑 南 町

※町の予算や主な事業については、広報おおなん4月号（邑南町ホームページにも掲載しています。）も併せてご覧ください。

目 次

用語について	2
1. 平成 28 年度予算の概要	3
●重点項目	
●各会計の予算額	
●平成 28 年度一般会計 歳入予算	
●平成 28 年度一般会計 歳出予算（性質別）	
●平成 28 年度一般会計 歳出予算（目的別）	
2. 一般会計予算の内訳（歳入）	1 1
3. 一般会計予算の内訳（歳出）	1 9
4. 特別会計予算	3 9

用語について

歳入と歳出

「歳入」と「歳出」はそれぞれ収入と支出の一年間の総額です。収入の一部を支出に充てたときでも、差し引きは行わないのが原則です。

予算と決算

「予算」は「歳入」と「歳出」の見積額のことで、「歳入」の見積額が「歳入予算」、「歳出」の見積額が「歳出予算」となります。「歳入」「歳出」を見積って「予算」にすることを「予算を組む」または「予算をたてる」といいます。

「歳出予算」の限度額は「歳入予算」の額となります。普通「歳出予算」が「歳入予算」と同じ額になるよう予算をたてます。

町の行う様々な事業は「歳出予算」の範囲内で行われます。

「決算」は「予算」に基づき一年間活動した結果、実際に収入、支出した「歳入」、「歳出」の額のことです。「予算」と同様に「歳入決算」、「歳出決算」があります。黒字の場合は繰越金として次年度へ引き継ぎ、赤字の場合は積立金等からその補てんを行います。

会計

「会計」は「歳入」、「歳出」を目的により大きく分類し、他の「会計」に属する金額と混ざらないよう分けたものです。「会計」ごとに「予算」をたてます。

「会計」は次のように分類されます。

1. 普通会計・・・特別の事業目的を持たず、一般的な運営を行う一般会計と、事業会計や公営企業会計に属さない特別会計が属します。
2. 公営事業会計・・・法律で設置が義務づけられている、特定の事業を行う会計です。
3. 公営企業会計・・・公営事業会計のうち、「歳出」を料金収入でまかなうなど、民間企業に近い性質を持つ事業を独立した経理で行うための会計です。

邑南町の会計をこれに従って分類すると次のようになります。

1. 普通会計
 - (ア) 一般会計・・・邑南町の行政の中核となる会計です。特定の目的は持たず、町行政全般を扱います。
 - (イ) 電気通信事業特別会計・・・電気通信事業（ケーブルテレビ事業など）を行うための会計です。
2. 公営事業会計
 - (ア) 国民健康保険事業特別会計・・・国民健康保険を運営するための会計です。
 - (イ) 国民健康保険直営診療所事業特別会計・・・阿須那、井原、日貫の診療所を運営するための会計です。
 - (ウ) 後期高齢者医療事業特別会計・・・後期高齢者医療事業を運営するための会計です。
3. 公営企業会計
 - (ア) 簡易水道事業特別会計・・・簡易水道の給水事業を行うための会計です。
 - (イ) 下水道事業特別会計・・・下水処理事業を行うための会計です。特定環境保全公共下水道、農業集落排水、生活排水の各事業により下水道の整備、管理を行います。

目的と性質

「予算」や「決算」は多くの収入や支出からなりますので、組むときにも分析するときにも収入や支出を分類することが必要になります。この分類は「目的」と「性質」の二つにより行います。

「歳出」は「目的」と「性質」の両方を使って分類します。

「目的」は「何をするのか」（道路を建設する、施設の維持管理を行う、イベントを行うなど）による分類で、大きな方から款、項、そして目で分けます。款と項については、それぞれいくらの「予算」を配分するのか議会で議決を受けなければなりません。款、項、目は法令によりガイドラインが示されていますが、必要に応じて付け加え、または不要なものを削ってよいとされています。

「性質」は款、項、目で分類した「目的」を実現するため「どのような手段をとるのか」（工事を請負に出す、光熱水費を支払う、賃金を支払って人を雇う、使用する物品を購入する、など）による分類で、節により分類します。「歳出」の分類に用いる節は 28 種類で、法令で定められています。款、項、目とは異なり、付け加えたり削除したりすることはできません。

「歳入」は主に「性質」で分類します。「歳入」の「性質」には税、使用料、国や県の支出金、基金や他の会計からの繰入、地方債（借金）などがあります。分類は款、項などにより行います。

1. 平成 28 年度予算の概要

●重点項目

「明日(みらい)が見える地域が輝く邑南戦略」キックオフ元年

平成 28 年度当初予算における重点項目

(1) 選択と集中により「邑南戦略」の財源確保と着実な執行

- ・普通交付税の減少に対応するため、事務事業をゼロベースで見直し廃止も止むなし
- ・経常一般財源について、計画的に減額する
- ・町有地の有効活用または売却（跡地検討委員会）
- ・行財政改善の推進（28年度当初予算への反映）
 - 指定管理施設の契約更新に当って効率性等を再検討する
 - 指定管理料の見直し検討

(2) 地区別戦略の推進

・1%戦略の実践

島根県中山間地域研究センター研究統括監 藤山浩氏が提唱されている理論。

地域人口の1%を毎年取り戻せば人口減少・高齢化・少子化はストップできるというもの。地域人口の1%の定住増加に必要な経済的基盤は、地域住民全体の所得の1%増となる。中山間地域の市町村の多くでは、日々の食料や燃料そして日用品あるいは行政の調達品に至るまで所得を外に流出させており、住民も行政も企業も、毎年1%くらいの「地元化」は実現できるはずであり、雇用にも繋がると提唱されている。

浜田市や益田市で事業展開するスーパー・キヌヤ（20店舗、年商120億円）では、5年前は全売上高に占める地元産品の割合は8.4%しかなかったが、野菜などの生鮮食料品を中心に地産地消の取り組みを精力的に進めた結果、14.5%（金額ベースでは約7億円）へと伸ばしている。

- ・支援のためのマンパワー体制の確立
- ・国県補助金等の財源確保に向けた情報収集と積極的なアプローチ
- ・若者が本当にその地域を好きになる地域磨き
- ・普通交付税の減少に対応するため、事務事業をゼロベースで見直す
- ・経常一般財源について、計画的に減額する
- ・自主財源の確保に努める

(3) 日本一の子育て村推進（町全体が家族）

- ・互助システムの検討と実践
- ・住まいづくり（空き家対策など）

(4) A級グルメから売れる産品づくりへ

- ・高品質な農産物の追及
- ・農業、林業の6次産業化
- ・担い手確保
- ・地産地消、地産外商の推進

(5) 小中高一貫でグローバル人材の育成（答えのない答えを見つけ出す力）

- ・グローバル（世界を俯瞰）×ローカル（地域課題）→継続と発展

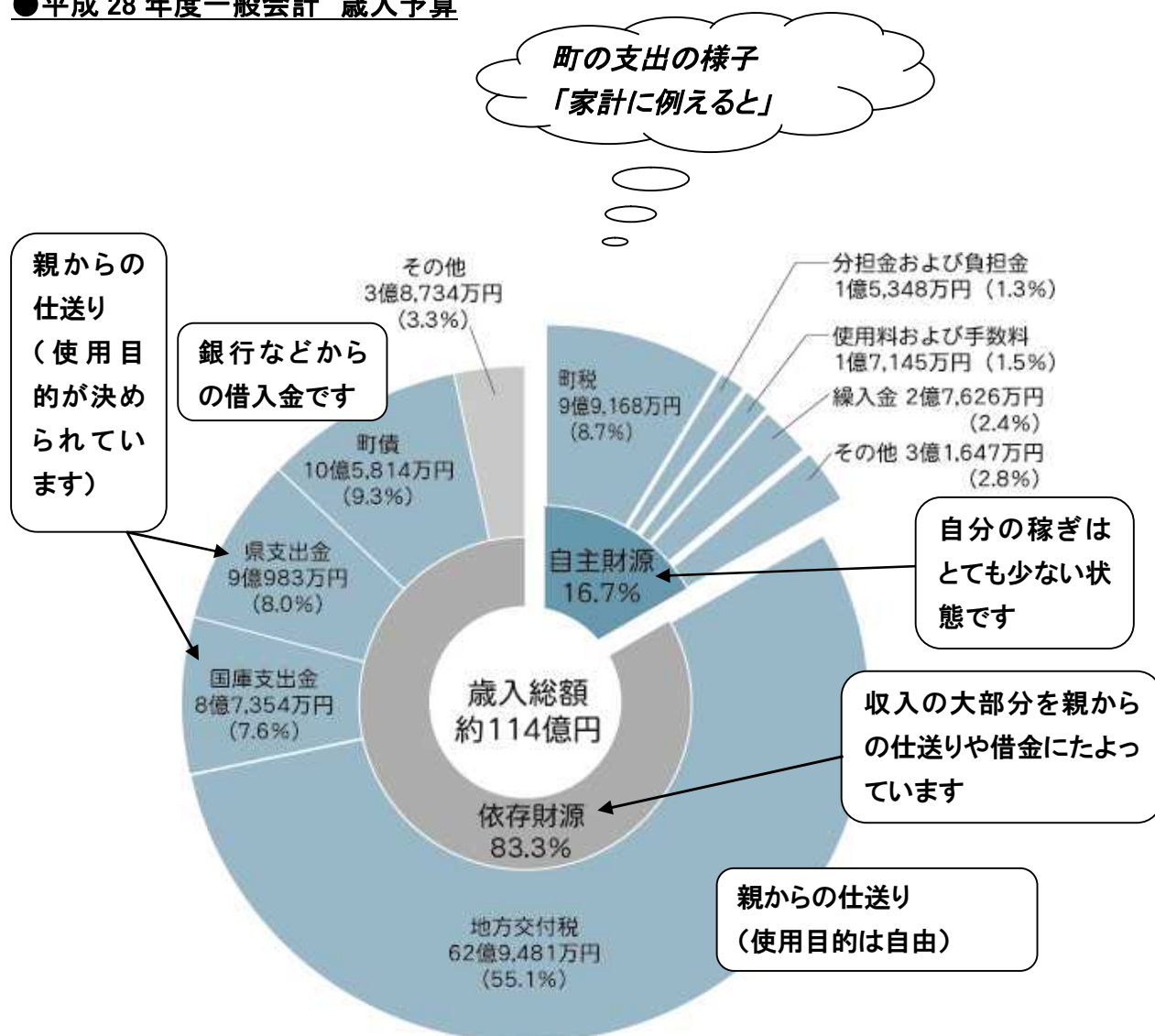
(6) 健康づくり、体力づくりの推進

- ・ 医療費の低減につながる予防活動の推進
 - 乳幼児小中高校生の健康づくり
 - 健康に対する意識改革の推進
 - がん対策（早期発見）
- ・ 地域医療、福祉機関との連携強化（地域包括ケアシステムの構築）

●各会計の予算額

会計	平成28年度	平成27年度	比較増減	増減率
一般会計	114億3,300万円	117億6,500万円	△ 3億3,200万円	-2.8%
特別会計	39億6,200万円	41億1,300万円	△ 1億5,100万円	-3.7%
国民健康保険	15億9,900万円	16億2,000万円	△ 2,100万円	-1.3%
直営診療所	5,700万円	6,400万円	△ 700万円	-10.9%
後期高齢者医療	3億6,900万円	3億4,900万円	2,000万円	5.7%
簡易水道	6億4,900万円	6億8,800万円	△ 3,900万円	-5.7%
下水道	8億4,400万円	9億3,200万円	△ 8,800万円	-9.4%
電気通信	4億4,400万円	4億6,000万円	△ 1,600万円	-3.5%
総合計	153億9,500万円	158億7,800万円	△ 4億8,300万円	-3.0%

●平成 28 年度一般会計 歳入予算



解説

【自主財源】

町が直接集めるお金です。町が金額を自主的に決められることから自主財源と呼ばれます。

- 町税（9 億 9,168 万 5 千円 対前年度+447 万 9 千円） 構成比： 8.7%

町民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税など、町に直接納められる税金です。[\[固定資産税や軽自動車税などが増えています\]](#)

- 分担金および負担金（1 億 5,348 万 5 千円 対前年度+1,842 万 2 千円）

構成比： 1.3%

町の行う事務・事業により、特に利益を受ける人から事業費の一部とするために集めるお金です。学校給食費負担金や保育所入所者保護者負担金、健康診査費の自己負担分などです。[\[移動通信用鉄塔の分担金や農業基盤整備の分担金が増えています\]](#)

- 使用料および手数料（1 億 7,145 万 5 千円 対前年度+272 万 9 千円）

構成比： 1.5%

公共施設の使用料と、各種証明書の発行手数料などです。[\[道路橋りょう使用料などが増えています\]](#)

- 繰入金（2 億 7,626 万 2 千円 対前年度+2 億 4,817 万 1 千円） 構成比： 2.4%

町の貯金である基金を取り崩したお金です。[\[財源不足を補うため財政調整基金の取り崩しを多く行いました\]](#)

- その他（3 億 1,646 万 9 千円 対前年度+3,032 万 1 千円） 構成比： 2.8%

財産収入、寄附金、繰越金、諸収入です。[\[ふるさと寄附による寄附金の収入を多く見込んでいます\]](#)

【依存財源】

国や県から配分されたお金や、金融機関などから借りてくるお金です。国・県や金融機関を頼って得ることから依存財源と呼ばれます。

- 地方交付税(62 億 9,480 万 6 千円 対前年度△1 億 5,975 万 3 千円) 構成比:55.1%

行政サービスの水準を一定以上に保つため、税収などが少ない自治体に交付されるものです。特定の国税のうち一定割合が地方交付税として使われます。[\[合併算定替、H27 国勢調査人口、公債費の償還の影響等により減額となっています\]](#)

※地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供できるようにするためのもので地方公共団体の固有財源とされています。

- 国庫支出金（8 億 7,353 万 6 千円 対前年度△8,127 万 1 千円） 構成比： 7.6%

- 県支出金（9 億 982 万 7 千円 対前年度△2,908 万円） 構成比： 8.0%

町が行う事業・事務の中には、費用の一部を国・県が負担することが義務づけられているもの、国・県の政策と合っているため補助を受けることができるもの、国・県の業務で必要経費を受け取って代行しているものもあります。これらの事業に充てるため、国・県が町に支払うお金のことです。[\[災害復旧事業費に対する国県の支出金が減っています\]](#)

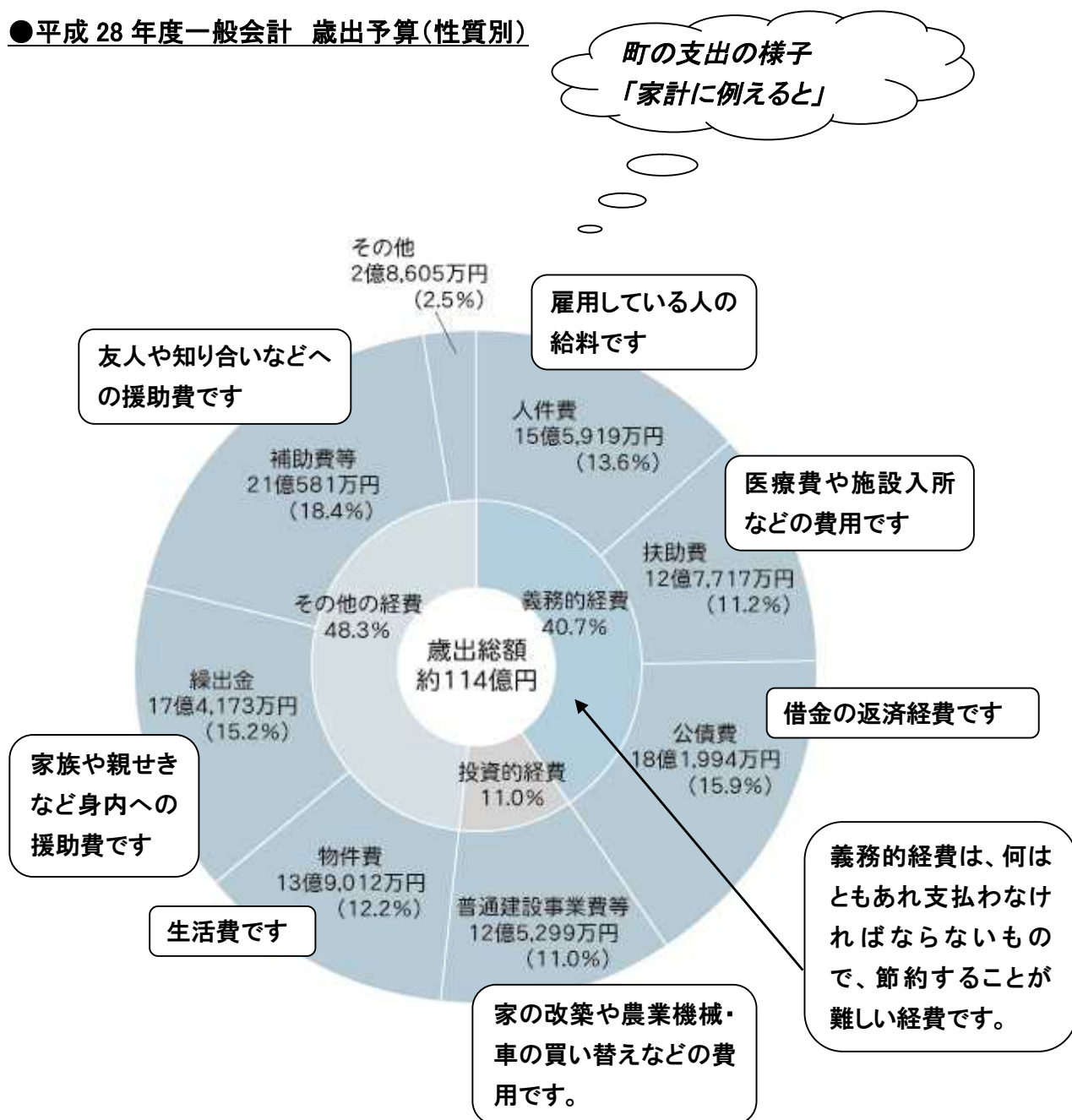
●町債（10 億 5,813 万 7 千円 対前年度△3 億 4,280 万 7 千円） 構成比：9.3%

町が行う借金のことです。普通建設事業や災害復旧事業、資金の貸付事業に使う場合に限り認められるのが原則ですが、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債は使い方に制限がありませんが例外として認められています。（臨時財政対策債を返すためのお金は全額国から交付されます。）[\[災害復旧事業に充てるための町債が減額となっています\]](#)

●その他（3 億 8,733 万 8 千円 対前年度△2,321 万 1 千円） 構成比：3.3%

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金です。

●平成 28 年度一般会計 歳出予算(性質別)



【義務的経費】

町の事情に関わらず必ず支出しなくてはならないとされている経費です。

- 人件費（15 億 5,918 万 9 千円 対前年度+4,701 万 5 千円） 構成比：13.6%
町長、町議会議員、その他町職員に支払う報酬や給料、手当などです。

職員数の推移

H16. 10 月合併時 311 人(内社会福祉法人派遣 86 人)

H28. 4 月 214 人(内社会福祉法人派遣 9 人)

- 扶助費（12 億 7,717 万円 対前年度+1 億 2,032 万 5 千円） 構成比：11.2%

0 歳から中学生までの子どもの医療費助成、障がいをお持ちの方などへの医療や介護費の給付、養護老人ホームの措置費、生活保護費など、社会保障の一環として援助するためのお金です。[\[臨時福祉給付金や年金生活者等臨時福祉給付金等が増えています\]](#)

*島根県における「障害」と「障がい」の表記について

「障害」という表記について、「害」の字に否定的な意味があること等から、文章の前後の文脈から「障害」が人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがな表記することを原則としています。
なお、法令・条例等の名称やこれらに規定されている用語、団体・施設等の固有名称等については、「障害」と漢字表記としています。

- 公債費（18 億 1,993 万 6 千円 対前年度△9,802 万 8 千円） 構成比：15.9%
町の借金である町債の返済にあてられるお金です。

【投資的経費】

社会資本を整備するための経費です。

- 普通建設事業費（12 億 5,299 万 2 千円 対前年度△1 億 8,839 万円）

構成比：11.0%

道路や公共施設の建設、改良を行うための費用です。[\[携帯電話等エリア整備事業を新規に行う一方いこいの村しまねの耐震改修事業の終了などで減額となっています\]](#)

- 災害復旧事業費（0 円 対前年度△2 億 1,685 万 8 千円）

構成比：0.0%

農地や林道、道路等の災害復旧を行うための費用です。[\[災害復旧事業はほぼ終了したため減額となっています【繰越明許事業（平成 27 年度の予算を、議会の議決を経て平成 28 年度に使うこと）として、平成 28 年度にも事業は行われます。】\]](#)

【その他の経費】

義務的経費・投資的経費以外の経費です。

- 物件費（13 億 9,012 万 2 千円 対前年度+1 億 903 万 3 千円） 構成比：12.2%
町有施設の維持管理費や、事務用消耗品の購入費などの事務費が含まれます。

- 補助費等（21 億 581 万 2 千円 対前年度+2 億 845 万 5 千円） 構成比：18.4%
町が交付する各種補助金、交付金のほか、邑智郡総合事務組合、江津邑智消防組合、邑智郡公立病院組合（公立邑智病院）に対する負担金が含まれます。
- 繰出金（17 億 4,172 万 5 千円 対前年度△2 億 9,790 万 4 千円） 構成比：15.2%
特別会計の財政を補うため、一般会計から特別会計へ送られるお金です。
 - ・ 国民健康保険事業特別会計繰出金（1 億 4,640 万 2 千円 +2,051 万 1 千円）
 - ・ 国民健康保険直営診療所特別会計繰出金（2,742 万 2 千円 △668 万 2 千円）
 - ・ 後期高齢者医療事業特別会計繰出金（2 億 6,675 万 2 千円 +1,444 万 9 千円）
 - ・ 簡易水道事業特別会計繰出金（2 億 4,930 万 3 千円 △239 万 6 千円）
 - ・ 下水道事業特別会計繰出金（5 億 3,468 万 2 千円 △2,300 万 1 千円）
 - ・ 電気通信事業特別会計繰出金（1 億 8,395 万 6 千円 +121 万 9 千円）

（公立邑智病院繰出金への繰出金（平成 27 年度の収益的収支分で 2 億 8,998 万 9 千円）は邑智病院の会計基準の変更に伴い、平成 28 年度当初予算分析上は補助費として取り扱われることとなりました。）
- その他（2 億 8,605 万 4 千円 対前年度△1,564 万 8 千円） 構成比：2.5%
道路や公共施設の修繕費や予備費などです。

●平成 28 年度一般会計 歳出予算（目的別）

- 議会費（1 億 113 万 8 千円 対前年度△693 万 7 千円） 構成比：0.9%
議会の運営に用いられる経費です。広報誌の印刷製本費や議会・委員会を招集したときにかかる必要経費、議員・事務局職員の人件費が含まれます。
- 総務費（15 億 368 万 8 千円 対前年度+1 億 9,206 万 7 千円） 構成比：13.1%
役場の内部管理や税務、戸籍事務から各種調査、町の諸計画の策定、地域振興など幅広い経費が含まれます。また、町長をはじめとする町職員の人件費も主に総務費に含まれます。
- 民生費（26 億 5,018 万 4 千円 対前年度+1 億 282 万 5 千円） 構成比：23.2%
福祉政策に用いられる経費です。お年寄りや障がいをお持ちの方への補助や、保育所など福祉施設の運営委託費、生活保護費、介護保険事業の負担金などが含まれます。また、国民健康保険事業特別会計への繰出金もあります。
- 衛生費（12 億 9,698 万 5 千円 対前年度△518 万円） 構成比：11.3%
子どもから高齢者まで、生涯を通じた健康づくり、清潔で安全な環境づくりのために用いられる経費です。具体的には、各種教室や検診、発見された疾病の重症化予防、予防接種などの予防事業と、ゴミ収集をはじめとする環境衛生事業が含まれます。また、国民健康保険直営診療所事業、簡易水道事業、下水道事業の各特別会計への繰出金もあります。
- 労働費（370 万 8 千円 対前年度+80 万 6 千円） 構成比：0.0%
雇用対策に用いられる経費です。
- 農林水産業費（13 億 6,865 万 9 千円 対前年度△1 億 5,701 万 2 千円） 構成比：12.0%

農林水産業の振興に用いられる経費です。農業関係の各種補助金・交付金のほか、農道や林道の整備新設、維持管理費用が含まれます。また、下水道事業特別会計への繰出金の内、農業集落排水分は農林水産業費から出ます。

➤ **商工費**（2 億 4,644 万円 対前年度△2 億 7,644 万 1 千円） 構成比：2.2%

商工業と、観光業の振興に用いられる経費です。町内企業や中小企業への金融対策を行う機関への補助や、邑南町の PR 事業、商工観光施設の運営費が含まれます。

➤ **土木費**（9 億 3,671 万 3 千円 対前年度+8,234 万 2 千円） 構成比：8.2%

町道、町営住宅の新設改良や維持管理、河川の管理に用いられる経費です。また、下水道事業特別会計への繰出金の内、公共下水道分は土木費から出ます。

➤ **消防費**（4 億 6,239 万 5 千円 対前年度+1,667 万 9 千円） 構成比：4.0%

消防と防災のために用いられる経費です。消防団の活動費や江津邑智消防組合への負担金のほかに総合防災システムに関する経費や災害備蓄品等の整備費が含まれます。

➤ **教育費**（10 億 1,315 万 4 千円 対前年度+3,373 万 7 千円） 構成比：8.9%

町立の小中学校、体育館や図書館、公民館などのために用いられる費用です。主に教育委員会が使用します。

➤ **災害復旧事業費**（0 円 対前年度△2 億 1,685 万 8 千円） 構成比：0.0%

大雨をはじめとする災害による被害を復旧するために用いられる費用です。災害復旧費用が必要となったときには予備費を充当するか、基金等を財源として速やかに予算化を図ります。

➤ **公債費**（18 億 1,993 万 6 千円 対前年度△9,802 万 8 千円） 構成比：15.9%

町の借金である町債の返済に充てられる費用です。

➤ **予備費**（3,000 万円 対前年度 増減なし） 構成比：0.3%

予測できない事態が起きたときに対応するためのお金です。

2. 一般会計予算の内訳(歳入)

1 款 町税 (9 億 9,168 万 5 千円 対前年度+447 万 9 千円)

- 1-1-1 町民税個人分 (3 億 2,122 万 4 千円)
主として、1 月 1 日現在で町内に居住する住民に対して前年の個人所得に応じて課税されます。
- 1-1-2 町民税法人分 (5,542 万 8 千円)
主として、町内に事務所、事業所を置く法人に対して、その決算時期に所得、規模に応じて課税されます。
- 1-2-1 固定資産税 (5 億 1,744 万 9 千円)
1 月 1 日現在で町内に所在する家屋、土地、償却資産の所有者に対し、その資産の評価額に応じ課税されます。
- 1-2-2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金 (253 万 9 千円)
前年の 3 月 31 日現在で国や島根県が町内に所有する資産のうち、固定資産税の対象であるものと同類のものとみなされるものについて、その所有者に対し、固定資産税相当額の負担を求めるものです。
- 1-3-1 軽自動車税 (3,849 万 3 千円)
4 月 1 日現在で、主たる定置場が町内にある軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車（トラクターなど）等の所有者に課税されます。
- 1-4-1 市町村たばこ税 (5,069 万 3 千円)
税金は、たばこの販売価格に含まれています。市町村分の税額は 1 本当たり 5.262 円です。（古くからの銘柄では、これより安いものもあります。）
- 1-5-1 入湯税 (585 万 9 千円)
入湯客に課税する税金で、税額は 1 人 1 日 150 円です。

2 款 地方譲与税 (1 億 5,134 万 3 千円 対前年度△5,602 万 1 千円)

- 2-1-1 地方揮発油譲与税 (4,098 万 4 千円)
ガソリンに課税される地方揮発油税はいったん国税として徴収されますが、道路の延長や面積に応じ地方公共団体に配分されます。
- 2-2-1 自動車重量譲与税 (1 億 1,035 万 9 千円)
自動車の登録の際に課税される自動車重量税はいったん国税として徴収されますが、その税収入の 1000 分の 407 は、市区町村道の延長及び面積にあん分して市区町村に配分されます。

※以下、3 款から 8 款までは県が徴収した税の一定割合が市町村に対して交付されるものです。

3 款 利子割交付金（241 万 6 千円 対前年度△5 万 5 千円）

県民税である利子割の5分の3を市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して市町村に交付されます。

4 款 配当割交付金（539 万 4 千円 対前年度+280 万 1 千円）

県民税である配当割の5分の3を市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して市町村に交付されます。

5 款 株式等譲渡所得割交付金（361 万 9 千円 対前年度+253 万 6 千円）

県民税である株式等譲渡所得割の 63%を、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して市町村に交付されます。

6 款 地方消費税交付金（2 億 334 万 5 千円 対前年度+2,544 万 6 千円）

消費税率は、平成 26 年 4 月 1 日より 5%（地方消費税 1%を含む）から 8%（地方消費税 1.7%含む）に引き上げとなりました。

県民税である地方消費税の 2 分の 1 は、交付金として市町村に交付されます。交付額の内、税率引き上げ前の 1%部分については、従来どおり人口及び従業者数により配分がされますが、税率引き上げ分は全額人口によりあん分して交付されることになっています。

なお、引上げ分の消費税収入は、社会保障 4 経費（年金、医療、介護、少子化施策に要する経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされており、地方消費税交付金についても同様の取り扱いをすることになっています。

8 款 自動車取得税交付金（1,718 万 4 千円 対前年度+180 万 8 千円）

県の目的税である自動車取得税の 66.5%を、市町村道の延長及び面積にあん分して市町村に交付されます。

9 款 地方特例交付金（199 万 4 千円 対前年度+42 万 6 千円）

個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う市町村の減収を補填するために交付されます。

10 款 地方交付税（62 億 9,480 万 6 千円 対前年度△1 億 5,975 万 3 千円）

行政サービスの水準を一定以上に保つため、税収などが少ない自治体に交付されるものです。特定の国税のうち一定割合が地方交付税として配分されます。

税収の多い都市部の自治体では交付を受けない団体もありますが、現在、島根県内では全ての市町村が交付を受けています。

なお、前年度より合併を行ったことによる有利な財政措置（合併算定替え）の漸減がはじまり、本年度は 3 割の減額となっております。この合併算定替えは、今後 4 年間かけて行われ、平成 32 年度には無くなる予定です。

11 款 交通安全対策特別交付金（204 万 3 千円 対前年度△15 万 2 千円）

交通反則金収入を原資として、道路の交通安全を図るための経費に充てるため国から自治体に交付されます。人口集中地区人口、交通事故発生件数、改良済道路の延長をもとに交付されます。

12 款 分担金及び負担金（1 億 5,348 万 5 千円 対前年度+1,842 万 2 千円）

町が行う事務・事業により、特に利益を受ける人から事業費の一部とするために集めるお金です。

➤ 12-1-2 総務費分担金（497 万円）

移動通信（携帯電話）用鉄塔整備事業にかかる受益者（携帯電話会社）の負担金です。

➤ 12-1-6 農林水産業費分担金（3,324 万 7 千円）

各種農業基盤整備事業の受益者負担金です。

➤ 12-2-3 民生費負担金（6,659 万 3 千円）

養護老人ホームの利用者負担金、デイサービスや配食サービスの個人負担金、保育料などです。保育料については平成 23 年度から 2 子目以降は無料としています。

➤ 12-2-4 衛生費負担金（285 万 4 千円）

健康診断の個人負担金です。

➤ 12-2-9 消防費負担金（17 万円）

防災行政無線の個別受信機設置負担金です。

➤ 12-2-10 教育費負担金（4,565 万 1 千円）

町内小中学校及び県立石見養護学校の学校給食の個人負担金です。

13 款 使用料及び手数料（1 億 7,145 万 5 千円 対前年度+272 万 9 千円）

公共施設等の使用料や各種証明書の発行手数料などです。

➤ 13-1-2 総務使用料（1,656 万 3 千円）

町営バスの料金収入、研修施設邑学館の使用料などです。

➤ 13-1-4 衛生使用料（563 万円）

斎場使用料です。

➤ 13-1-6 農林水産業使用料（59 万 4 千円）

農林水産物出荷貯蔵施設とふれあい体験農園の使用料です。

➤ 13-1-7 商工使用料（305 万 7 千円）

主に温泉の泉源使用料です。

➤ 13-1-8 土木使用料（1 億 9 万円）

公営住宅の住宅使用料と道路河川の占用料です。

➤ 13-1-10 教育使用料（2,116 万 1 千円）

教職員住宅の住宅料、スクールバスの運賃、公民館、元気館の使用料などです。

➤ 13-2-2 総務手数料（725 万 3 千円）

戸籍の証明手数料や住民登録の手数料、税の証明手数料などです。

- 13-2-4 衛生手数料（1,710万5千円）
ごみ袋代、犬の登録手数料などです。
- 13-2-8 土木手数料（2千円）
公営住宅にかかる証明手数料などです。

14 款 国庫支出金（8億7,353万6千円 対前年度△8,127万1千円）

町が行う事業・事務の中には、費用の一部を国が負担することが義務づけられているもの、国の政策と合っているため補助を受けることができるもの、国の業務で必要経費を受け取って代行しているものもあります。これらの事業に充てるため、国が町に直接支払うお金です。

- 14-1-3 民生費国庫負担金（4億5,355万2千円）
生活保護や介護給付、障がい者福祉等にかかる費用の国負担分などです。
- 14-1-4 衛生費国庫負担金（17万2千円）
未熟児等の養育医療費にかかる費用の国負担です。
- 14-2-2 総務費国庫補助金（2,288万1千円）
東京一極集中を是正し地方の人口減少に歯止めをかけ日本全体の活力を上げるための地方創生推進交付金や社会保障・税番号制度（いわゆる「マイナンバー」）のためのシステム整備にかかる補助金です。
- 14-2-3 民生費国庫補助金（1億2,562万3千円）
障がいを持った方が、自立した日常生活や社会生活が営むことができるようさまざまな支援を行うための補助金です。
- 14-2-4 衛生費国庫補助金（5万2千円）
がん検診のための補助金です。
- 14-2-8 土木費国庫補助金（2億5,540万3千円）
道路や住宅などを整備するための補助金です。
- 14-2-9 消防費国庫補助金（538万6千円）
消防施設(防火水槽)を整備するための補助金です。
- 14-2-10 教育費国庫補助金（755万8千円）
へき地教育の円滑な実施、特別支援学校への就学奨励や埋蔵文化財発掘のための補助金です。
- 14-3-2 総務費委託金（17万5千円）
外国人の中長期在留者居住地届出等事務の委託金です。
- 14-3-3 民生費委託金（273万4千円）
国民年金事務委託金などです。

15 款 県支出金 9億982万7千円 対前年度△2,908万円）

町が行う事業・事務の中には、費用の一部を県が負担することが義務づけられているもの、県の政策と合っているため補助を受けることができるもの、県の業務で必要経費を受け取って代行しているものもあります。これらの事業に充てるため、県が町に支払

うお金です。また、国の補助金でも直接町には支払われずに県を通して支払われるものもここに分類されます。

- **15-1-3 民生費県負担金（2億4,699万5千円）**
介護給付費や後期高齢者医療保険・国民健康保険事業の安定運営、児童手当にかかる費用負担です。
- **15-1-4 衛生費県負担金（8万6千円）**
未熟児等の養育医療費にかかる費用負担です。
- **15-1-6 農林水産業費県負担金（7,376万2千円）**
地籍調査にかかる費用負担です。
- **15-2-2 総務費県補助金（1億424万円）**
定住促進賃貸住宅建設、生活バス路線確保、下水道や市町村設置型合併処理浄化槽の整備のための補助金などです。
- **15-2-3 民生費県補助金（5,279万9千円）**
地域子ども・子育て支援事業、福祉医療助成事業、地域生活支援事業(介護保険事業)のための補助金などです。
- **15-2-4 衛生費県補助金（660万6千円）**
乳児医療、自死予防、健康増進事業のための補助金です。
- **15-2-6 農林水産業費県補助金（3億7,501万9千円）**
中山間地域等直接支払制度など農林業振興のための補助金です。
- **15-2-7 商工費県補助金（310万円）**
地域商業等支援事業の補助金です。
- **15-2-8 土木費県補助金（273万2千円）**
河川浄化事業、木造住宅耐震改修等事業の補助金です。
- **15-2-10 教育費県補助金（987万5千円）**
子ども読書活動、地域での子育て支援、ふるさと教育を推進するための補助金などです。
- **15-3-2 総務費委託金（3,055万5千円）**
県民税徴収の委託金、参議院議員選挙の委託金、各種統計調査の委託金などです。
- **15-3-6 農林水産業費委託金（118万8千円）**
基盤整備事業にかかる換地業務の委託金です。
- **15-3-7 商工費委託金（68万9千円）**
自然公園施設と中国自然歩道の管理委託金です。
- **15-3-8 土木費委託金（141万1千円）**
出羽川排水樋門、県道除雪、県道流雪溝管理の委託金です。
- **15-3-10 教育費委託金（77万円）**
スクールソーシャルワーカー活用事業の委託金です。

16 款 財産収入（2,507 万 9 千円 対前年度+460 万 6 千円）

- 16-1-1 財産貸付収入（329 万円）
町有の土地、建物の貸付収入です。
- 16-1-2 利子及び配当金（916 万 6 千円）
各基金(貯金)の利子収入です。
- 16-2-2 物品売払収入（1,262 万 3 千円）
町行造林の立木売り払い収入などです。

17 款 寄附金（2,000 万 6 千円 対前年度+1,999 万 9 千円）

一般寄附金及びふるさと寄附金です。

18 款 繰入金（2 億 7,626 万 2 千円 対前年度+2 億 4,817 万 1 千円）

- 18-2-1 財政調整基金繰入金（1 億 4,362 万 6 千円）
財源不足に充てるため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-2 減債基金繰入金（7,190 万円）
町の借金である町債の償還に充てるため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-10 自動堰等管理基金繰入金（63 万 3 千円）
羽須美地域の自動堰の管理費用に充てるため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-12 ふるさと水と土保全対策基金繰入金（150 万円）
農地や農業用施設の小規模基盤整備の費用に充てるため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-13 移動通信用鉄塔施設整備減債基金繰入金（25 万 9 千円）
過去に町が行った携帯電話用鉄塔建設の償還に充てるため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-14 いこいの村・香木の森基金繰入金（1,309 万 4 千円）
いこいの村、香木の森整備のために基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-15 ふるさと基金繰入金（1,300 万円）
ふるさと寄附されたものを事業へ活用するため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-19 江の川下流域活性化事業推進基金繰入金（225 万円）
江の川下流域活性化協議会活動に充てるため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-22 まち・ひと・しごと創生基金繰入金（3,000 万円）
地方創生事業のために基金の一部を取崩すものです。

19 款 繰越金（1,000 万円 前年度と同額）

20 款 諸収入（2 億 6,138 万 4 千円 対前年度+571 万 6 千円）

- 20-1-1 延滞金（1 万円）
税金の延滞金です。
- 20-2-1 町預金利子（20 万 9 千円）
町会計の預金利子です。

- 20-3-2 住宅新築資金等貸付金元利収入（108 万 8 千円）
住宅新築資金貸付の返済を受けるものです。
- 20-4-1 普通建設事業受託事業収入（9,104 万 9 千円）
公益社団法人島根県林業公社や独立行政法人森林総合研究所から町が造林事業を受託することによる収入です。
- 20-4-2 その他受託事業収入（5,828 万 9 千円）
介護予防受託金、包括的支援事業受託金、農業者年金事務受託金、農地中間管理事業受託金です。
- 20-5-1 弁償金（1 千円）
町の発行するナンバープレート再交付の際、町が受け取る弁償金です。
- 20-5-2 雑入（1 億 1,073 万 8 千円）
これまでのどの分類にも属さない収入です。多額なものとしては、消防団員退職報奨金（1,000 万円）、ケアプラン作成報酬（1,083 万円）、福祉医療対象者分高額療養費（753 万 8 千円）、いこいの村・香木の森納付金（1,500 万円）、町営バス邑南川本線運営費川本町負担金（686 万 3 千円）、ふるさとの森再生事業費補助金（783 万 9 千円）、宝くじ交付金（420 万円）、町営斎場運営費北広島町負担金（269 万 3 千円）などがあります。

21 款 町債（10 億 5,813 万 7 千円 対前年度△3 億 4,280 万 7 千円）

町が行う借金です。普通建設事業や災害復旧事業、資金の貸付事業に使う場合に限り認められるのが原則ですが、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債は使い方に制限がありませんが例外として認められています。（臨時財政対策債を返すためのお金は全額国から交付されます。）

また、平成 22 年度からは、ソフト事業についても一定の範囲で借金（過疎地域自立促進特別事業債）ができるようになりました。

- 21-1-2 総務債（3 億 4,000 万円）
ソフト事業に充てる過疎地域自立促進特別事業債（2 億 9,930 万円）及び移動通信用鉄塔施設整備事業債（3,030 万円）、交通施設整備事業債（1,040 万円）です。
- 21-1-6 農林水産業債（9,440 万円）
農地基盤整備事業、県営林道改修事業に充てるものです。
- 21-1-8 土木債（1 億 7,600 万円）
道路改良事業に充てるものです。
- 21-1-9 消防債（4,570 万円）
耐震性貯水槽の整備、非常備消防用ポンプ自動車の更新費用等に充てるものです。
- 21-1-10 教育債（9,910 万円）
小学校施設整備、スクールバスの更新や給食センターの改修に充てるものです。
- 21-1-13 臨時財政対策債（3 億 293 万 7 千円）
国の地方交付税の財源が不足し、地方交付税の交付額を減らした場合に、その

穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させるものです。形式的には、町が地方債を発行する形式をとりますが、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源です。

3. 一般会計予算の内訳(歳出)

科目ごとに主なもの、特色のあるものをピックアップしています。(○印)

1 款 議会費 (1 億 113 万 8 千円 対前年度△693 万 7 千円)

➤ 1-1-1 議会費 (1 億 113 万 8 千円)

議会事務局 (95-1113) (IP:050-5207-3021)

議会や委員会を開催し、議案の審議や監査を行うなど町議会の活動に要する経費です。議員や事務局職員の人件費、調査・研修のための旅費、議会などを招集した時の交通費、議会広報の印刷製本費および負担金などがあります。

○議員報酬費 6,711 万 4 千円

議会議員 15 人の報酬等の合計です。報酬月額、議長 30 万 4 千円、副議長 25 万 2 千円、常任委員長・議会運営委員長 21 万 7 千円、議員 21 万円です。

議員定数の推移

H16. 10 月合併時 40 人

H17. 5 月～ 18 人

H21. 5 月～ 15 人

2 款 総務費 (15 億 368 万 8 千円 対前年度+1 億 9,206 万 7 千円)

➤ 2-1-1 一般管理費 (5 億 6,099 万 8 千円)

総務課 (95-1111) (IP:050-5207-3000)

町長、副町長および他の科目で計上されていない職員（総務課、企画財政課、会計課など）の人件費、基金の積立金、個人情報保護・情報公開・表彰の各審査委員会経費、交際費、その他の事務経費からなります。

➤ 2-1-2 文書広報費 (329 万 5 千円) 総務課

「広報おおなん」の作成を行うための経費です。印刷代その他、取材のための燃料代、写真の現像代、よりよい広報誌にするための職員研修の経費などが含まれます。

➤ 2-1-3 財政管理費 (2,317 万 3 千円)

企画財政課 (95-1119) (IP:050-5207-3004)

予算の編成や執行管理、地方交付税や町債の申請に必要な事務経費です。

➤ 2-1-4 会計管理費 (417 万 6 千円)

会計課 (95-1112) (IP:050-5207-3005)

現金の収入・支出事務に必要な経費です。町が負担する振込手数料や口座引落の手数料、振込通知書の郵送料などです。

➤ 2-1-5 財産管理費 (5,150 万 3 千円) 総務課

町有財産の維持管理を行うための経費で、町有建物の火災保険、公用車の損害保険および町有建物やマイクロバスの点検、維持管理費などが含まれます。また、建物敷地の借地料もここに含まれます。

○公共施設等総合管理計画費 419 万 1 千円

厳しい財政状況が続く中で、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するための計画を平成 27 年度から 2 箇年計画で策定中です。

➤ **2-1-6 企画費(1 億 1,202 万 5 千円) 定住促進課(95-1117)(IP:050-5207-3019)**
企画財政課

地域振興や定住対策のための経費です。

○地域コミュニティ再生事業 1,536 万円

公民館単位の地域自主組織に補助金を交付し、地域コミュニティ活動の推進をはかります。今年度は、6 団体（井原、矢上、日貫、出羽、高原、布施地区）に交付予定です。（1 団体当たり上限 256 万円）

○矢上高校教育振興会補助事業費 477 万 2 千円

遠隔地通学助成など矢上高校振興会を支援します。

○住宅用太陽光発電システム設置補助事業費 90 万円

住宅へ太陽光発電システムを設置される場合に 1kw 当たり 1 万円（上限 4 万円）を助成します。

○まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費 6,742 万 4 千円

まち・ひと・しごと創生法の規定に基づく邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業です。町内 3 中学校と矢上高校での双方向オンライン塾の開催、邑南野菜の開発・販路拡大、企業支援事業の実施、外国人観光客の誘致、地区別戦略実現事業費などの経費を計上しています。

➤ **2-1-7 交通安全対策費(140 万 5 千円) 総務課**

交通安全指導員への報酬、保育所、小中学校への交通安全用品の配布、交通安全教室の開催経費などです。

➤ **2-1-8 地域振興及び人口定住対策費(3,497 万 4 千円) 定住促進課**

○自治会活動補助費 2,463 万 9 千円

自治会活動に対する補助金です。

○邑南町研修事業費 274 万 8 千円（香賓館施設管理費含む）

平成 5 年度から平成 25 年度まで実施した邑南町研修事業の事業内容を見直し、平成 26 年度からは短期の産業体験事業のみ予算化しています。なお、別途農業振興事業において「おーなんアグサポ隊事業」に取り組んでいます。

➤ **2-1-9 支所費(2,653 万円)**

瑞穂支所(83-1121)(IP:050-5207-5000)

羽須美支所(87-0221)(IP:050-5207-6500)

瑞穂支所、羽須美支所の維持管理の経費です。事務用消耗品や光熱水費などが主なものです。

○羽須美支所外壁修繕費 213 万 5 千円

➤ **2-1-10 諸費(1,361 万 7 千円) 総務課**

職員研修に要する経費と、職員の健康診断に要する経費を計上しています。

➤ 2-1-11 情報政策費（3 億 369 万 1 千円）

総務課情報推進室（83-1125）（IP:050-5207-5555）

役場内の情報通信設備の維持管理費や、電気通信事業特別会計への繰出金などです。

○電気通信事業特別会計繰出金 1 億 8,395 万 6 千円

○携帯電話等エリア整備事業費 1 億 163 万円

携帯電話の不感地域についてエリア化する整備事業です。後木屋、緩木、旅迫上、中山集落を予定しています。

➤ 2-1-12 生活交通確保対策事業費（8,727 万 4 千円） 定住促進課

町営バスの運行に必要な経費です。町営バス運行業務の委託費や維持管理経費が含まれています。

○駅・バス停改修整備事業費 1,197 万 8 千円

今年度は、口羽地内にトイレの設置を予定しています。

➤ 2-2-1 税務総務費（1 億 392 万 9 千円）

税務課（95-1193）（IP:050-5207-3013）

税務事務に関する一般的な経費です。固定資産税評価審査委員への報酬や、職員の人件費、事務用消耗品の購入費などです。

➤ 2-2-2 賦課徴収費（5,137 万 2 千円） 税務課

税金の賦課や徴収にかかる経費です。台帳などの印刷費、通知書や納付書の郵便代、共同処理のための郡総合事務組合への負担金、固定資産税の全期前納報奨金などが含まれます。

○邑智郡総合事務組合（電算処理）負担金 1,771 万 9 千円

➤ 2-3-1 戸籍住民基本台帳費（9,023 万 4 千円）

町民課（95-1114）（IP:050-5207-3006）

戸籍や住民基本台帳の管理、マイナンバーカードの交付、公的個人認証およびパスポートの発券業務の経費です。職員の人件費や郡総合事務組合で共同処理を行うための負担金を含みます。

○邑智郡総合事務組合（電算処理）負担金 2,850 万 9 千円

➤ 2-4-1 選挙管理委員会費（495 万 7 千円） 町民課

選挙管理委員会の運営に必要な経費です。選挙管理委員への報酬や、選挙人名簿管理の共同処理の負担金が含まれます。なお、それぞれの選挙ごとに必要となる経費は別に計上されます。

○邑智郡総合事務組合（電算処理）負担金（464 万 9 千円）

➤ 2-4-3 町長選挙費（1,161 万円） 町民課

本年 10 月に執行が予定されている町長選挙にかかる経費です。

➤ 2-4-4 町議会議員選挙費（87 万 3 千円） 町民課

来年 4 月に執行が予定されている町議会議員選挙の準備にかかる経費です。

➤ 2-4-7 参議院議員選挙費（1,580 万 1 千円） 町民課

本年 7 月に執行が予定されている参議院議員選挙にかかる経費です。

➤ 2-5-1 統計調査総務費（3 万 3 千円） 企画財政課

統計調査全般に関する経費です。

➤ 2-5-2 統計調査費 (85 万 2 千円) 企画財政課

今年度は経済センサスの活動調査などが行われます。

➤ 2-6-1 監査委員費 (136 万 6 千円) 議会事務局

監査委員 (住民から選任 1 人、議会議員から選任 1 人) が予算の執行状況や決算監査を行うための経費です。

3 款 民生費 (26 億 5,018 万 4 千円 対前年度+1 億 282 万 5 千円)

➤ 3-1-1 社会福祉総務費 (4 億 7,878 万 8 千円)

福祉課 (95-1115) (IP:050-5207-3008)

町民課

福祉全般にわたる経費で、職員の人件費も含まれます。

○社会福祉相談員費、民生児童委員協議会費 447 万 2 千円

民生児童委員 (66 人) の活動費です。

○邑智郡総合事務組合 (電算処理) 負担金 3,263 万 1 千円

○邑南町社会福祉協議会補助金 4,399 万 1 千円

○おおなん福祉会補助金 231 万 2 千円

特別養護老人ホームあさぎりの建設時の借入金の返済に対する補助金です。

○人権総務費 142 万円

生活相談員の報酬や人権相談などの経費です。

○国民健康保険事業特別会計繰出金 1 億 4,640 万 2 千円

国民健康保険事業の町負担分や収入不足を補うための経費です。

○男女共同参画推進事業費 28 万 1 千円

○消費者行政事務費 7 万 4 千円

○福祉医療給付費 3,793 万 5 千円

○臨時福祉給付金給付事業費 1,800 万円

平成 28 年 1 月 1 日時点の町民で町民税非課税者 (課税者の扶養親族除く) については 3 千円を臨時福祉給付金として給付します。また、前段対象者のうち障害・遺族基礎年金受給者 (高齢者向け受給者除く) については 3 万円を年金生活者等支援臨時福祉給付金として給付します。

○権利擁護センター運営事業費 335 万 8 千円

権利擁護に関する相談、法人後見、個人受任の支援、受任審査会、運営協議会の開催、制度の広報・啓発などの業務を邑南町社会福祉協議会へ委託する経費です。

○男女共同参画計画策定事業費 150 万 8 千円

平成 28 年度で邑南町男女共同参画計画書の 10 年間の期間終了に伴い、新たに計画を策定する経費です。

○年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費 (低所得者高齢者向け) 7,200 万円

平成 27 年度臨時福祉給付金対象者のうち平成 28 年度末 65 歳以上の方について 3 万円給付します。

- 3-1-2 社会福祉施設費 (2,163 万 3 千円) 福祉課
 - くるみ邑美園費 1,914 万 1 千円
くるみ邑美園の指定管理委託料です。
 - あさぎり駐車場改修事業費 169 万 9 千円
特別養護老人ホームあさぎりの駐車場の桜伐採、U 字溝再設置、路盤工事及び舗装工事の費用です。
 - くるみ邑美園児童部開設調査事業費 71 万 3 千円
くるみ学園が、くるみ邑美園児童部に移行することに伴い、児童部専用の建物を建設するための調査、検討を行う費用です。
- 3-1-3 老人福祉費 (3 億 114 万円) 福祉課
 - 通院タクシー費助成事業費 14 万 9 千円
バス停から離れているためバスの利用が困難な地域に住む高齢者等にタクシー料金の一部を助成します。
 - 後期高齢者医療広域連合負担金 1,086 万 1 千円
 - 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 2 億 6,675 万 2 千円
 - 緊急通報装置管理費 149 万 5 千円
 - 通院移送サービス事業費 98 万 6 千円
寝たきりの高齢者等に対し、福祉車両を利用し、医療機関への送迎サービスを行います。
 - 老人クラブ活動費補助事業費 400 万円
 - シルバー人材センター補助費 421 万 5 千円
- 3-1-4 老人保護措置費 (1 億 1,851 万 9 千円) 福祉課
養護老人ホームへの入所判定や、入所措置に要する経費です。
- 3-1-5 国民年金事務費 (1,050 万 4 千円) 町民課
国民年金に関係する事務のための経費です。職員の人件費と郡総合事務組合への負担金を中心です。
 - 邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金 210 万 5 千円
- 3-1-6 障害者福祉費 (4 億 1,190 万 6 千円) 福祉課
 - 障がいをお持ちの方が自立した生活ができるよう支援するための経費です。
 - 補装具費 247 万 6 千円
補装具の購入や修理の経費を給付します。
 - 腎臓機能障害者通院費助成 142 万 3 千円
腎臓機能障害をお持ちの方の通院費を助成します。
 - 自立支援医療費給付費 450 万 9 千円
障がい除去や軽減することにより、日常生活能力や職業能力を回復させることを目的とした医療に対する給付で、透析治療に対するものが中心です。
 - 療養介護医療費 541 万 7 千円
常時介護の必要な障がいをお持ちの方が、主に日中病院などで受ける機能訓練、療養上の管理などのうち医療にあたるものについて支援するための経費です。

○障害者総合支援事業費 185 万円

障害程度区分判定に要する経費や一般事務費です。

○地域生活支援事業費 2,265 万 3 千円

移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援をうける時の補助や、相談支援事業、地域活動支援センターの委託料などです。

○訓練等給付費 8,049 万 7 千円

障がいをお持ちの方が地域で生活を行うために提供される訓練的支援で、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などがあります。

○介護給付費 2 億 6,416 万 4 千円

障がいをお持ちの方が可能な限り自立して地域の中で生活できるよう支援する事業で、自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行う居宅介護（ホームヘルプ）、自宅で介護する人が病気や冠婚葬祭の場合などに利用する短期入所、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練などを行う療養介護、常に介護を必要とする人に入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに創作活動や生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に入浴・排せつ・食事の介護等を行う施設入所支援などがあります。

○計画相談支援事業費 1,136 万円

障がい者や家族からの相談に応じ、障がい者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などをふまえ適切な支給決定がなされるように、さまざまな種類のサービスを適切に組み合わせ、計画的プログラムに基づく支援を受けるために計画書を作成します。

○特別障害者手当等給付費 926 万 4 千円

特別障害者手当、障害児福祉手当の給付に必要な経費です。

○障害児通所給付費 819 万円

障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにします。

○難聴児補聴器購入助成事業費 10 万 3 千円

➤ 3-1-7 介護保険事業費（4 億 4,367 万円） 福祉課

高齢で介護が必要になっても住み慣れた地域や住まいで自立した生活を送ることができるよう支援を行うための介護保険事業を運営する経費です。職員の人件費や一般事務費、郡総合事務組合への負担金なども含みます。

○邑智郡総合事務組合（介護保険）負担金 3 億 3,320 万 8 千円

○包括的支援事業費 2,929 万円

ケアプランの作成に関する経費、職員の人件費です。

○介護予防事業費 2,928 万円

地域ささえあいミニデイ事業や交流型デイサービス事業を実施する費用です。

○任意事業費 1,879 万円

地域の実情に応じて実施するもので、介護相談員派遣事業、成年後見制度支援事業、配食サービス事業などがあります。

- **3-2-1 児童福祉総務費（1 億 4,185 万 8 千円） 福祉課**
児童福祉に関する事務経費のほか、児童福祉審議会委員報酬、児童手当などが含まれます。
- 母子家庭等入学就職支度金給付事業費 90 万円
母子家庭または父子家庭のお子さんが入学または就職する際に支度金（1 人 2 万円）を支給します。
- 児童手当費 1 億 3,103 万円
家庭等の生活の安定と次世代を担う児童の健やかな成長に資するために、中学校終了までの国内に住所を有する児童を対象として給付される手当です。一人当たり月額、0～3 歳未満一律 1 万 5 千円。3 歳～小学校修了までの第 1 子と第 2 子は 1 万円、第 3 子以降は 1 万 5 千円。中学生は一律 1 万円。ただし一定以上の所得がある世帯は一律 5 千円です。
- **3-2-2 児童福祉措置費（6 億 1,292 万 3 千円） 福祉課**
○保育所措置費 5 億 2,601 万 4 千円
民営 6 施設、公設民営 3 施設の保育所運営費です。
- しまねすくすく子育て支援事業 206 万円
地域間・世代間の交流事業、子育て家庭の交流事業、子育て講座事業等を行います。
- 障害児保育事業費 1,693 万円
障がい児等保育に特別な配慮を要する児童を受け入れる保育所に保育士を加配する事業です。
- 保育所完全給食事業費 332 万 4 千円
平成 23 年 11 月から、3 歳以上児の主食も町産米を保育所で提供しています。
- 地域子ども・子育て支援事業 6,094 万 3 千円
病児・病後児保育、放課後児童クラブ、子育て支援センターの開設（委託）費、一時預かり保育事業等を行う経費です。
- ファミリーサポートセンター事業費 89 万 2 千円
子育て援助をしてほしい人としてほしい人が、お互いに育児の相互援助を行う会員組織です。
- **3-2-4 母子福祉費（3,421 万 9 千円） 福祉課**
主に児童扶養手当として支給される経費です。また、母子家庭が経済的に自立できるよう教育や訓練を受ける時に支給される扶助費も含まれます。
- **3-3-1 生活保護総務費（1,021 万 7 千円） 福祉課**
邑南町福祉事務所の事務経費のほか、嘱託医の報酬、医療社会指導員賃金が含まれます。
- **3-3-2 生活保護扶助費（6,480 万 7 千円） 福祉課**
生活保護費として支給される経費です。対象となる方が入所されている施設に対する事務経費の負担金も含みます。

4 款 衛生費（12 億 9,698 万 5 千円 対前年度△518 万円）

➤ 4-1-1 保健衛生総務費（5 億 3,611 万 5 千円）

保健課（83-1123）（IP:050-5207-5002）

水道課（95-1118）（IP:050-5207-3017）

町民課（95-1114）（IP:050-5207-3006）

保健課職員の人件費、事務経費、保健センターの運営費のほか、特別会計への繰出金が含まれます。

○簡易水道事業特別会計繰出金 2 億 4,930 万 3 千円

簡易水道事業の町負担分や収入不足を補うための経費です。

○下水道事業特別会計繰出金（生活排水等） 7,691 万 7 千円

下水道事業の内、生活排水処理などの負担分や収入不足を補うための経費です。

○直営診療所事業特別会計繰出金 2,742 万 2 千円

阿須那、井原、日貫の各診療所の運営費を補うための経費です。

○医療福祉従事者確保奨学基金事業費 3,000 万円

町内の医療・福祉施設で業務に従事する意思がある人材の、専門資格・知識習得のための学資援助を行う基金原資の増額を行います。邑南町の医療福祉従事者を確保し、地域医療福祉の充実に資する人材を育成することを目的とし、平成 23 年度から実施しています。平成 27 年度から新たに保育士も対象資格に追加されたことなどから利用が多くなっているためです。

➤ 4-1-2 母子保健費（4,507 万 4 千円） 保健課

妊婦健康診断や乳幼児に対する医療費助成のための経費です。平成 23 年度から「日本一の子育て村」構想の一環として中学校卒業までの子ども医療費の無料化を実施しています。また、同じく平成 23 年度から一般不妊治療費助成事業を、平成 26 年度からは特定不妊治療費助成事業も始めました。

➤ 4-1-3 老人保健費（2,863 万 4 千円） 保健課

○がん検診推進事業費（クーポン券事業） 37 万 5 千円

主に子宮がん・乳がん検診について、特定の年齢層に無料クーポン券を配布して受診を勧奨します。

○がん検診費 2,097 万 7 千円

上記の推進事業以外の胃がん・肺がん・子宮がん・乳がん等の検診費用の一部を町が負担します。

○健康増進事業費 266 万 3 千円

生活習慣病予防のための各種教室や食生活指導のための相談を実施します。

○元気館管理運営費 431 万 9 千円

健康センター元気館において、トレーニングマシンやプールを活用して、生活習慣病予防や介護予防を目的とした各種運動の普及を行います。

➤ 4-1-4 精神、難病保健費（301 万 5 千円） 保健課 福祉課

心の健康づくり研修会や相談事業などを行います。また、精神障がいのある方の通院医療費や交通費の助成に要する経費です。

➤ 4-1-5 予防費 (3,325 万円) 保健課

各種予防接種に要する経費や、予防接種を受ける方への補助のための経費です。

○母子予防接種事業費 2,281 万 1 千円

予防接種法に基づく定期予防接種については、平成 26 年度から水痘ワクチンが加わりました。子宮頸がん予防ワクチンについては、積極的勧奨は見合わせとなっています。

任意ワクチン事業として、高校生の年齢に相当するまでの子、妊婦の季節性インフルエンザワクチン接種費用を全額助成します。また、平成 27 年度からは 3 価ワクチンから 4 価ワクチンに変更しています。

○成人予防接種事業費 976 万 5 千円

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種は平成 26 年度から定期接種となり、今後は 65 歳になった年に予防接種を受けていただき、現在 66 歳以上で未接種の方は 70 歳以降 5 の倍数の年齢の年に受けていただきます。助成金額は 5 千円です。

65 歳以上の高齢者が季節性インフルエンザワクチン接種を受ける際に 2,200 円を助成します。

➤ 4-1-6 斎場運営費 (1,829 万 1 千円) 町民課

町内 3 カ所の火葬場の運営委託料や燃料代、修繕費等の経費です。

➤ 4-1-7 環境衛生費 (1,520 万 8 千円) 町民課

環境衛生に関する事務経費、環境衛生担当職員の人件費のほか、狂犬病予防注射、河川の水質検査などに要する経費が含まれます。

➤ 4-1-8 病院費 (3 億 3,281 万円) 保健課

公立邑智病院の運営に係る繰出金です。

➤ 4-2-1 廃棄物処理費 (2 億 8,458 万 8 千円) 町民課

邑智郡総合事務組合の負担金の内、し尿処理とごみ処理に関するものと、不法投棄された廃棄物の回収・処理に必要な経費です。

5 款 労働費 (370 万 8 千円 対前年度+80 万 6 千円)

➤ 5-1-1 労働諸費 (290 万 2 千円)

商工観光課 (95-2565) (IP:050-5207-3020)

商工観光課内に設置している邑南町無料職業紹介所の運営費及び島根県西部勤労者共済会、島根県企業誘致対策協議会とおおち・さくらえ地域雇用促進協議会の負担金です。

➤ 5-1-3 ふるさと雇用再生事業 (80 万 6 千円) 商工観光課

地域の雇用再生のために地域求職者等の継続的な雇用機会を創出する事業の返還金です。

6 款 農林水産業費 (13 億 6,865 万 9 千円 対前年度△1 億 5,701 万 2 千円)

➤ 6-1-1 農業委員会費 (2,290 万 2 千円)

農林振興課 (95-1116) (IP:050-5207-3011)

農業委員会の定例会の開催など活動に必要な経費と農業者年金の処理に要する事務経費および農業委員会事務局職員の人件費です。

農業委員数の推移

H16.10月合併時 40人

H17.3月から 28人

H23.4月から 21人

➤ 6-1-2 農業総務費（7,219万3千円） 農林振興課

農業振興担当職員の人件費や島根県野菜価格安定基金協会の補助金・負担金などです。

➤ 6-1-3 農業振興費（5億523万7千円） 農林振興課

邑南町農林総合事業補助金、中山間地域等直接支払事業費、多面的機能支払事業費などとして支払われる経費や事務処理に必要な諸経費が含まれます。

○邑南町農林総合事業費 1,615万9千円

パイプハウス等の施設整備助成、集落営農組織等の設備整備支援、循環型農業推進、肉用牛及び椎茸生産振興等のための助成事業の実施のほか、有害鳥獣対策に係る事業を行います。

○需給調整円滑化推進事業費 721万7千円

米の需給調整体制整備のための経費や需給調整の事務を行う邑南町農業再生協議会の運営費用です。

○中山間地域等直接支払事業費 2億3,424万5千円

農地は、水源涵養・洪水の防止などの多面的機能を果たしていますが、中山間地域は過疎化・高齢化による耕作放棄が進み、その多面的機能の低下により大きな経済的損失を生じさせることが心配されています。適正な農業生産活動の実施を通じ、農地の多面的機能の維持発揮を図ることを目的として、「中山間地域等直接支払制度」が実施されています。

○多面的機能支払事業費 1億4,704万9千円

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源（水路、農道等）の質的向上を図る活動に対して支援するものです。

○環境保全型農業直接支払交付金事業費 1,213万円

農業分野において地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献することが重要となっており、環境保全効果の高い営農活動に対して支援を行うものです。

○地産地消推進事業費 185万6千円

森林資源利活用促進事業として、林地残材の搬出経費や搬出団体への支援を行います。また、町産材の利用促進のため、新築・増築・改築した際に町産材を利用した内装仕上げ材で施行した場合、内装仕上げ材の使用面積に応じて助成します。

○農地確保・利用支援事業 2,163 万 7 千円

担い手への農地の集積を進め、農地の分散錯雑状態を解消するため、地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき機構にまとまった農地を貸し付けた地域や、農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手の皆さんを支援します。

○新規就農者支援事業 1,125 万円

青年就農給付金として、就農前の研修段階及び経営に不安定な就農初期の青年就農者（45 歳未満）に対して給付金を支給します。また、半農半 X 支援事業として、UI ターン者の農村地域への定着を支援するため兼業形態の就農を支援します。

○農業担い手育成・確保支援事業費 4,115 万 2 千円

地域が抱える人と農地の問題解決を図るための「人・農地プラン」作成を支援します。

平成 27 年度に引き続き就農支援アドバイザーによる、新規就農者等の育成事業を実施します。また、おーなんアグサポ隊事業として地域おこし協力隊制度を活用した新規就農者の定住支援事業を行います。

○新・農林水産振興がんばる地域応援総合事業 611 万 2 千円

○地域貢献型集落営農連携・強化支援事業 320 万円

地域コミュニティの再生や集落の維持・活性化に貢献する集落営農組織の更なる確保を図ると同時に、集落営農組織が UI ターン者の受入や雇用の受け皿として、より一層機能するよう集落組織の連携に向けた活動を支援します。また、依然として存在する担い手不在集落等において、持続的かつ発展的に地域を守るしくみづくりを構築するために、サポート経営体の育成や多様な主体を含めた法人間連携等地域の創意と工夫による取り組みを推進することで農業及び農村の維持・活性化を図るものです。

➤ **6-1-4 畜産業費（281 万 5 千円） 農林振興課**

畜産業への助成金や石東畜産診療所対策協議会への負担金、畜産業にかかる河川の水質検査に要する経費が含まれます。

➤ **6-1-5 農地費（3 億 8,420 万 1 千円）**

建設課（95-1120）（IP:050-5207-3015）

水道課（95-1118）（IP:050-5207-3017）

農業施設整備や土地改良区償還金に対する補助、農道の維持管理、農業集落排水事業に必要な経費などです。

○下水道事業特別会計繰出金 2 億 8,711 万 6 千円 水道課

下水道事業の内、農業集落排水の町負担分や収入不足を補うための経費です。

○農地有効利用支援整備事業 2,490 万円 建設課

農業用排水施設、耕作道、圃場等の整備のための工事請負費です。負担金は県 1/2、地元分担金 1/2 です。

○県営中山間地域総合整備事業費 3,680 万円 建設課

県が行う中山間整備事業に対する町の負担金です。（負担率は事業費の 15%）

○農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業費 150 万円

上田地区の農業基盤（水路、暗渠排水、客土）の整備を行う経費です。法面補修 2 ヶ所 106 m²、水路補修 1 ヶ所 7mを予定しています。

○農業基盤整備促進事業費 805 万円 建設課

中野北の郷地区の農業生産基盤整備の負担金です。今年度は、暗渠排水 4.8ha、客土 0.7 ha、排水路 40mを整備予定です。

➤ 6-1-6 農業基盤整備費 (5,140 万円) 建設課

農道和田線の改良及び県営農道保全事業の負担金です。

○農地整備事業費 800 万円 建設課

農道和田線の構造物設計、用地測量、用地買収事業費の負担金です。

○県営農道保全事業費 4,340 万円 建設課

基幹農道整備又は、一般農道整備の保全対策事業と橋りょう耐震化の負担金です。

➤ 6-1-7 施設整備管理費 (470 万 6 千円)

農林振興課

商工観光課

瑞穂地域の下田所農産物処理加工施設と出羽ふれあい公園、羽須美地域の上田農作業準備休憩施設と阿須那婦人若者等活動施設等の管理費です。

➤ 6-1-8 地籍調査事業費 (1 億 5,012 万 7 千円) 総務課

山林を中心に、不明確になっている土地の境界を確定するための事業です。現地で境界を確定する作業から確定した境界の測量の委託、完成した地図を使いやすい形で保管するための経費までが含まれます。今年度は、完了していない地区のある瑞穂地域の下田所地区 1.32 k m²、大林地区 1.78 k m²、久喜地区 4.82 k m²、石見地域の日和地区 5.25 k m²、矢上地区 0.62 k m²、井原地区 4.31 k m²で行います。

➤ 6-2-1 林業総務費 (28 万円) 農林振興課

林業振興関係団体の負担金などです。

➤ 6-2-2 林業振興費 (1 億 5,949 万円) 農林振興課

森林総合研究所や県林業公社からの委託および町が独自に行う造林や森林整備事業、町産材の利用促進、担い手確保に要する経費です。

○森林総合研究所造林受託事業費 6,212 万 1 千円

森林総合研究所分収造林の保育等に関する受託事業です。今年度は、下刈を畑ヶ迫、青松、畑ヶ廻、中ノ谷、桐ノ木、ノン谷の 6 団地 65.92ha と間伐を畑ヶ迫、離杉、上平山の 3 団地 26ha、改植を畑ヶ迫、ウトの 2 団地 14.1ha を行う予定です。

○公社造林受託事業費 2,927 万 4 千円

林業公社分収造林の保育等に関する受託事業です。邑南町内 138 団地、178,186ha が公社造林地となっています。今年度は、森林整備（切捨間伐 30ha、利用間伐 50ha）と路網整備（森林作業道開設 4,324m）を予定しています。

○町行造林整備事業費 2,364万5千円

町行分収造林・町有林の保育等に関する事業です。今年度は、鳶ノ子町有林の雪起おこし2ha、下刈3.5ha、利用間伐8ha、新植1haと立岩国有林内の枝打4.3haと瑞穂町有林の主伐3ha及び宇津井地区の利用間伐10ha等を予定しています。

➤ 6-2-3 林道維持費 (530万8千円) 建設課

林道の維持管理に要する経費です。

➤ 6-2-4 林道整備費 (1,000万円) 建設課

林道の新設・改良に要する経費です。県事業である三坂小林線の400mの開設、100mの舗装事業の負担金です。

7 款 商工費 (2億4,644万円 対前年度△2億7,644万1千円)

➤ 7-1-1 商工総務費 (4,279万7千円)

商工観光課

主に商工観光課職員の人件費です。

➤ 7-1-2 商工業振興費 (1億803万5千円) 商工観光課

商工会の運営助成や中小企業に対する優遇融資を行う機関に対する補助のほか、農商工連携サポートセンターの事業費です。

○農林商工等連携サポートセンター事業費 8,016万円

農林商工等連携サポートセンターは邑南町の農林商工等連携ビジョンに基づいて平成23年10月に設立されました。

関係機関と連携しながら、商品開発、販路拡大、雇用拡大等の施策を行います。また、国の地域おこし協力隊制度を活用し、邑南町での定住に結び付けるための人材育成の取組みとして、耕すシェフ・地域クリエイター等の研修事業を実施します。今年度は、耕すシェフ15人、地域クリエイター1人、耕すあきんど2人、アグリ女子2人、アグリ男子1人を予定しています。

○食の学校運営事業費 989万5千円

平成25年度に食に関する研究拠点施設として整備した「食の学校」の運営費です。今年度整備予定の駐車場舗装と倉庫設置の工事費が含まれています。

○町商工会運営助成事業 700万円

商工会が行う経営改善普及事業、一般事業及び商工会の管理運営に要する経費を助成します。

○小規模企業育成事業費 200万円

町内中小企業の施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資金の融資を円滑にするため、県が金融機関等の協調を得て行う融資枠を確保します。

○コミュニティビジネス支援事業費 850万円

中小企業の積極的な事業展開を支援するために、地域商業等支援事業（小売店等持続化支援事業、移動販売支援事業等、販路開拓事業、中小企業組織化促進事業等）を行います。

➤ 7-1-3 観光費 (9,560 万 8 千円) 商工観光課

邑南町の宣伝や観光・イベントの開催補助、観光協会への補助のほか観光地・観光施設の管理運営費が含まれます。

ここで管理運営費を支出しているのは断魚溪、千丈溪、深篠川キャンプ場、いこいの村、香木の森、中国自然歩道（萩原山断魚溪コース）、道の駅瑞穂、軍原キャンプ場、わんぱく館、ほたるの館、はすみ交流センターです。指定管理を行っている施設の委託料も含んだ額となっています。

○サテライトオフィス管理費 279 万 5 千円

東京にある邑南町サテライトオフィスの運営費です

○はすみ交流センター管理費 778 万 2 千円

○いこいの村・霧の湯等管理費 1,309 万 4 千円

○香木の森管理費 2,306 万 4 千円

○邑南町観光協会補助費 1,279 万 1 千円

○いこいの村及び香木の森公園基金管理費 1,501 万 4 千円

○田舎ツーリズム推進事業費 214 万 3 千円

8 款 土木費 (9 億 3,671 万 3 千円 対前年度+8,234 万 2 千円)

➤ 8-1-1 土木総務費 (8,371 万 6 千円)

建設課 (95-1120) (IP:050-5207-3015)

建設課全般の事務費、各種期成同盟などへの負担金および生活道路の整備に対する補助金となっています。また、担当職員の人件費も含みます。

➤ 8-1-3 下水道費 (1 億 7,064 万 9 千円)

水道課 (95-1118) (IP:050-5207-3017)

下水道事業の内、特定環境保全公共下水道の町負担分や収入不足を補うための経費です。

➤ 8-2-1 道路橋りょう総務費 (486 万 9 千円) 建設課

道路台帳、橋りょう台帳の管理費です。

➤ 8-2-2 道路維持費 (1 億 1,476 万 8 千円) 建設課

道路の修繕費のほか除雪作業の委託や除雪車両の維持管理といった除雪にかかる経費、トンネルなどの照明・融雪装置の電気代、修繕費が含まれます。

○道路維持費 3,239 万 5 千円

○除雪費 7,812 万円

➤ 8-2-3 道路新設改良費 (3 億 1,919 万 8 千円) 建設課

国道や県道の改良事業の負担金や町道の新設や改良にかかる経費です。今年度は以下の路線を予定しています。

◇ 町道高見宇都井線

道路改良 60mを予定しています。

◇ 町道判場川角線

道路改良 120mを予定しています。

- ◇ 町道中ノ原新山線
道路改良 640mを予定しています。
- ◇ 町道西日向線
道路改良 83mを予定しています。
- ◇ 町道簾金比羅線
道路改良 240mを予定しています。
- ◇ 町道和田線
道路改良 150mを予定しています。
- ◇ 町道片田善教寺原線
道路改良 200mを予定しています。
- ◇ 町道坪木西ノ原線災害防除
測量設計を予定しています。
- ◇ 町道郡山陣ヶ迫線
道路改良 135mを予定しています。
- ◇ 町道桜井鳴滝線
橋梁下部工事と取付工事を予定しています。
- ◇ 町道石見中央線交通安全対策
道路改良 550mを予定しています。
- ◇ 町道大町原猪子山線舗装工事
道路改良 200mと舗装を予定しています。
- ◇ 町道安田1号線
測量設計を予定しています。

➤ **8-2-5 橋りょう新設改良費（4,851万円） 建設課**

町道橋りょうの長寿命化を図るための改修工事や点検を行います。

○**橋りょう長寿命化事業費 3,151万円**

長寿命化計画により年間予算を平準化し、補修及び改修工事を計画的に行うことで大規模修繕を未然に防ぎ将来予想される費用負担を軽減する事業です。今年度は、町道木須田、川渕線の木須田橋と町道原流田線の流田橋及び町道川下線の新田橋外12橋の橋梁調査修繕を予定しています。

○**橋りょう長寿命化事業（町道橋点検） 1,700万円**

道路法の改正により、町道橋を5年に一度近接目視の方法により点検するものです。今年度は78橋の点検を予定しています。

➤ **8-3-1 河川総務費（665万6千円） 建設課**

河川浄化のための工事費や浄化活動への補助金、羽須美地域にある自動堰や揚水機場の管理費となっています。

➤ **8-3-3 河川維持費（198万円） 建設課**

河川に堆積した土砂の撤去を行います。

➤ **8-4-1 住宅管理費（1億243万8千円） 建設課**

主に町営住宅の管理に要する経費です。設備の点検や修繕のための経費のほか、家賃補助などの経費を含みます。また、昨年度に引き続き既存の公営住宅の給湯

設備や段差解消等の改修を行います。

対象は矢上団地、段の原団地、坂谷団地及び高原団地です。

➤ 8-4-2 住宅建設費 (5,217 万 3 千円) 建設課

○公営住宅建設費 (森実住宅) 5,077 万 3 千円

石見地域中野地内に 1 棟 2 戸の住宅を建設します。

○公営住宅建設費 (順庵原住宅) 140 万円

瑞穂地域に住宅を建設するための測量設計をします。

➤ 8-4-3 住宅政策費 (3,175 万 6 千円) 建設課 定住促進課

○住宅・建築物耐震化促進事業費 135 万円 建設課 定住促進課

民家(木造)の耐震診断、耐震設計、耐震改修費の一部を補助します。

○多世代による安心子育て住まいる推進事業 500 万円

3 世代または 2 世代 (夫婦 (婚姻予定者を含む) とそのいずれかの親) 同居もしくは近居を目的に住まいの新築・改築をされる方に対し、その費用の一部を補助します。

○賃貸住宅建設補助事業 1,500 万円

民間の行う賃貸住宅の建設に対して単身用 1 戸当り 400 万円、世帯用 1 戸当り 500 万円を上限に補助します。

○空き家改修事業費 1,000 万円

空き家登録された空き家に UI ターン者が入居する場合の空き家改修費や自ら所有する又は借り上げて管理する空き家を UI ターン者に貸し出す場合の改修費用の一部を補助します。

9 款 消防費 (4 億 6,239 万 5 千円 対前年度+1,667 万 9 千円)

危機管理課 (95-0810) (IP:050-5207-3003)

➤ 9-1-1 常備消防費 (3 億 3,434 万 9 千円)

江津邑智消防組合への負担金です。

➤ 9-1-2 非常備消防費 (5,874 万 9 千円)

消防団団員の人件費や遺族補償年金、消防団の出動や訓練にかかる経費です。

➤ 9-1-3 消防設備費 (5,586 万 1 千円)

消防車や防火水槽などの設備の整備や維持管理にかかる経費です。

○防火水槽設置事業費 1,282 万 9 千円

耐震性貯水槽(防火水槽)の整備を行います。今年度は、大野集落、淀原 2 集落を予定しています。

○消防車整備費 2,719 万 7 千円

消防車の整備を行います。今年度は、第 3 田所分団第 1 部の消防車 (積載車) 及び第 4 出羽分団第 2 部の消防車 (積載車) を更新予定です。

○消防車庫建設事業費 766 万 5 千円

消防車庫の整備を行います。今年度は、県道拡幅工事に伴い第 2 口羽分団の車庫を移転する予定です。

➤ 9-1-4 防災費（1,343万6千円）

県の総合防災システム等の情報通信機器に係る経費や防災会議などの経費です。

○防災士養成事業費 122万6千円

町民の防災士資格の取得を支援します。

○自主防災組織啓発事業費 77万8千円

○災害備蓄品整備事業費 70万8千円

10 款 教育費（10億1,315万4千円 対前年度+3,373万7千円）

➤ 10-1-1 教育委員会費（155万円）

学校教育課（83-1126）（IP:050-5207-5250）

教育委員の報酬と、教育委員会開催のための経費のほか、会議や研修のための旅費が含まれます。

➤ 10-1-2 事務局費（9,524万9千円） 学校教育課

学校教育課の事務経費に加え、小中学校を対象に行う講演会の講師謝金、学校用地の借地料や外国語指導助手（ALT）にかかる経費などが含まれます。また、職員の人件費も含みます。

○英語指導助手費 1,049万3千円

英語指導助手に伴う経費です。

○教育支援センター事業費 667万円

不登校及び不登校傾向にある児童生徒の相談指導等を行います。

○教師力向上対策事業費 175万7千円

教師力向上のための研修を行います。

○指導主事配置費 241万6千円

県教育委員会から指導主事の派遣を受けています。

○スクールソーシャルワーカー活用事業費 113万6千円

いじめ対策や不登校の支援のためのスタッフを配置します。

○いじめ対策支援事業費 92万1千円

アンケートや講座、研修会を通していじめ等の諸課題に対応します。

➤ 10-1-3 スクールバス運営費（9,008万8千円） 学校教育課

○スクールバス運営費 7,789万6千円

スクールバスの管理、運行にかかる経費です。

○スクールバス車両整備事業 1,219万2千円

スクールバスの車両整備に係る経費です。今年度は、市木線の更新を予定しています。

➤ 10-1-4 教職員住宅管理費（3,661万8千円） 学校教育課

○教職員住宅管理費 120万4千円

○教職員住宅建設費 3,054万円

今年度羽須美地域に2戸建設する予定です。

- 10-1-5 学校給食費（1 億 4,199 万 7 千円） 学校教育課

学校給食を提供するための経費で、ほとんどが学校給食会への補助金になっています。他には給食審議会に要する経費、給食費の口座振替に要する経費、給食センターの設備更新のための経費となっています。

 - 東給食センター給食車購入事業 545 万 2 千円

東給食センターの給食車を 1 台購入します。
 - 学校給食備品整備費 737 万円

学校給食に必要な備品を整備します。今年度は、東給食センターに蓄冷剤用凍結専用庫、事務用パソコン。西給食センターに食器洗浄機、食器 5 種類を購入予定です。
- 10-2-1 学校管理費（小学校）（1 億 3,368 万 5 千円） 学校教育課

町内小学校の運営にかかる経費です。学校で使う消耗品の購入や学校医の報酬、校務員と図書館司書の人件費、校外活動の補助金などがあります。

 - 低学年複式・学習・生活支援事業費（小学校） 2,823 万 4 千円

複式学級がある小規模校に低学年複式支援員を配置。また、必要に応じ学習支援員、生活支援員を配置します。
 - 小学校備品整備費 614 万円

小学校の備品を整備します。
- 10-2-2 教育振興費（小学校）（1,657 万 8 千円） 学校教育課
 - 就学奨励費（小学校） 684 万 9 千円

経済的理由により、就学困難である児童の保護者に対し、必要な援助を行います。
 - ふるさと教育推進事業（小学校） 56 万 5 千円

子どもたちを健やかに育むために、学校、家庭、地域住民が連携協力して教育に取り組みます。
 - 子ども読書活動推進事業費（小学校） 840 万 2 千円

各小学校に図書館司書を配置します。
- 10-2-3 学校建設費（小学校）（108 万 3 千円） 学校教育課
 - 阿須那小学校屋上改修事業 108 万 3 千円

雨漏りを防止するため屋上の改修を行います。
- 10-3-1 学校管理費（中学校）（6,369 万 9 千円） 学校教育課

町内中学校の運営にかかる経費です。

 - 学習・生活支援事業（中学校） 414 万 3 千円

様々な困難を抱えている生徒に対応するため、学習支援員、生活支援員を配置します。
- 10-3-2 教育振興費（中学校）（1,021 万 7 千円） 学校教育課
 - 就学奨励費（中学校） 637 万 2 千円

経済的理由により就学困難である生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。

○ふるさと教育推進事業（中学校） 21 万 5 千円

子どもたちを健やかに育むために、学校、家庭、地域住民が連携協力して教育に取り組みます。

○子ども読書活動推進事業費（中学校） 304 万 4 千円

各中学校に図書館司書を配置します。

➤ 10-3-3 学校建設費（中学校）（2,067 万円） 学校教育課

○瑞穂中学校体育館屋根改修工事 623 万円

雨漏りを防止するため体育館の屋根を改修します。

○石見中学校体育館改修工事 1,444 万円

バスケットコートライン及びゴール板の改修を行います。

➤ 10-4-1 社会教育総務費（9,618 万 9 千円）

生涯学習課（83-1127）（IP:050-5207-5100）

町民大学やふるさと探検隊、成人式などにかかる経費、生涯学習課の事務経費などが含まれます。職員の人件費も含まれます。

➤ 10-4-2 公民館費（1 億 6,871 万 9 千円） 生涯学習課

各公民館の管理費や公民館長、公民館主事の人件費が含まれます。

➤ 10-4-3 図書館費（1,740 万 9 千円） 生涯学習課

町立図書館本館および各分館の管理運営費です。読書ボランティア研修講師・読み聞かせ団体への謝金やブックスタート事業に要する経費も含まれます。図書館長や司書の人件費も含みます。

➤ 10-4-4 社会教育施設費（4,596 万 2 千円） 生涯学習課

郷土館、元気館、青少年旅行村、久喜林間学舎などの管理運営にかかる経費です。

➤ 10-4-5 文化財保護費（4,866 万 9 千円） 生涯学習課

発掘調査や文化財の管理、ハンザケ自然館運営委託に要する経費です。

○日本オオサンショウウオの会開催地負担金 416 万円

邑南町で開催される「日本オオサンショウウオの会全国大会」の負担金です。

○文化財施設管理費 855 万 4 千円

邑南町指定文化財（旧山崎家住宅、きねづかセンター、伊達屋）及び、施設維持の管理経費です。

○旧山崎家住宅改修事業費 634 万 7 千円

茅葺屋根修繕のための調査費です。

○ビオトープ現状回復工事費 161 万円

ビオトープを原状どおりに回復し土地所有者に返還します。

○発掘調査費（久喜大林銀山） 538 万 8 千円

平成 24 年度から久喜大林銀山全体の調査を行っています。

○久喜大林銀山活用事業費 201 万円

シンポジウム等をとおして、遺跡の特徴や魅力、価値を町内外へ発信します。

○久喜製錬所跡煙道保存処理事業費 1,620 万円

久喜製錬所跡煙道の保存工事です。

➤ 10-4-6 地域振興費 (20 万円) 生涯学習課

夢づくりプランに要する経費です。

➤ 10-5-1 保健体育総務費 (1,030 万 1 千円) 生涯学習課

主にスポーツ推進委員への報酬や町体育協会への補助金です。加えてスポーツ教室や大会に要する経費も含まれます。

○パラリンピック招致活動費 380 万 5 千円

2020 年東京パラリンピックでのゴールボール競技の合宿地を目指した招致活動費です。

➤ 10-5-2 体育施設費 (1,427 万 1 千円) 生涯学習課

体育館や野球場、グラウンドをはじめとする運動施設の維持管理費です。

11 款 災害復旧費 (0 円 対前年度△2 億 1,685 万 8 千円)

建設課 (95-1120) (IP:050-5207-3015)

災害復旧対策室 (95-3020) (IP:050-5207-3015)

平成 25 年 8 月 24 日豪雨災害の復旧事業は平成 27 年度に完了となりました。平成 27 年度に発生した災害分は平成 28 年度に 834 万 3 千円繰り越しをしています。

12 款 公債費 (18 億 1,993 万 6 千円 対前年度△9,802 万 8 千円)

企画財政課 (95-1119) (IP:050-5207-3004)

➤ 12-1-1 元金 (16 億 9,142 万 3 千円)

➤ 12-1-2 利子 (1 億 2,851 万 3 千円)

町の借金である町債の償還に必要な経費です。徐々に減少していく見込みです。

98 款 予備費 (3,000 万円 前年度と同額)

不測の事態に備えて予備費を計上しています。

4. 特別会計予算

それぞれの特別会計を担当する課ごとにまとめました。特別会計はそれぞれ独自の財源を持っており、その収入により事業を行います。

● 町民課（95-1114）(IP:050-5207-3006)

➤ 国民健康保険事業特別会計(15 億 9,900 万円)

国民健康保険税や国・県の負担金、一般会計からの繰入金をもとに国民健康保険の事業を行うための会計です。医療費の給付のほか、出産育児一時金や葬祭費等の支給、運動教室や特定健康診査といった事業を行っています。また、直営診療所事業会計や後期高齢者医療事業への支援も行っています。

なお、国民健康保険税の賦課徴収は税務課が行っています。

➤ 国民健康保険直営診療所事業特別会計(5,700 万円)

阿須那、井原、日貫の診療所の運営を行う会計です。診療報酬、個人負担金および一般会計・国民健康保健事業特別会計からの繰入金により運営されています。

➤ 後期高齢者医療事業特別会計(3 億 6,900 万円)

75 歳以上の方の医療を行う会計です。実際の医療給付などは県下全市町村で構成する島根県後期高齢者医療事業広域連合が行っています。加入者からの保険金のほか、国・県の負担金、一般会計・国民健康保険事業特別会計からの繰入金により運営されています。

● 水道課（95-1118）(IP:050-5207-3017)

➤ 簡易水道事業特別会計(6 億 4,900 万円)

利用者からの使用料をもとに、上水の供給や施設の維持管理を行う会計です。使用料のほか、一般会計からの繰入金を財源としています。また、水道管の延伸や施設の新設改良にはこれらに加えて町債も財源としています。

➤ 下水道事業特別会計(8 億 4,400 万円)

生活排水等の衛生的な処理を行う事業のための会計です。下水管により排水を処理施設まで送るものと、浄化槽の設置、管理を行うものの2種類の事業を行っています。簡易水道事業特別会計と同様に使用料と一般会計からの繰入金、管路の延伸や施設の新設改良についてはこれらに加えて町債を財源としています。

● 総務課情報推進室(83-1125) (IP:050-5207-5555)

➤ 電気通信事業特別会計(4 億 4,400 万円)

利用者からの使用料をもとに、おおなんケーブルテレビの運営を行うための会計です。使用料に加え、一般会計からの繰入金も財源としています。